

葛尾村住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱

平成28年5月17日告示第17号

第1条 村は、村民が自然との共生や環境負荷軽減に対する意識の醸成を育み、本村が環境保全並びにエネルギー自給の村づくりを進め、原子力発電所事故による避難指示解除後の住民の早期帰還に資するため、住宅用再生可能エネルギー設備機器（以下「機器」という。）を村内の住宅に設置する者に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助金の交付対象機器及び補助金額）

第2条 補助金の交付対象となる機器（以下「交付対象機器」という。）及び補助金額は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額とする。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付対象者は、本村に住所を有し、交付対象設備を村内の住宅に設置し自ら居住又は使用しようとする個人（当該住宅に事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものを含む。）で次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）交付対象機器を既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者

（2）交付対象機器が設置された新築住宅を購入する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

（1）借りている住宅に設置する者（ただし、電気自動車の場合を除く。）

（2）村税等を滞納している世帯の者（生計を同一にするものを含む。）

（3）この要綱による補助金の交付を2回受けている者

（4）その他村長が補助金を交付することが適当でないと認める者

（補助金の交付申請・完了報告）

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、別表第2に定める書類を添えて、村長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、手続を委任する旨を証する書面（様式第2号）を添えて、対象システムの施工業者等に当該申請を代行させることができる。

（交付の決定及び額の確定）

第5条 村長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付を決定した際は、住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定をした後、申請書に基づき補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第6条 村長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付額の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、住宅用再生可能エネルギー設備設置費補助金返還命令書（様式第4号）により補助金の返還を命ずることができる。

（1）申請書その他の書類の内容に虚偽の記載があったとき

（2）補助金を交付目的以外の用途に使用したとき

（3）補助金交付の条件に違反したとき

（情報の提供等）

第7条 村長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて発電量や使用状況等に関するデータの提供及びその他の協力を求めることができる。

(補足)

第8条 この要綱に定めのない事項については、葛尾村補助金等の交付等に関する規則（昭和50年規則第2号）の規定を準用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成28年6月1日から施行する。

(交付の特例)

2 第3条の規定による交付対象者が、平成23年3月11日以前から引き続き本村に住所を有し、同日から前項に規定する施行日までの間に、第2条に規定する交付対象機器を設置した場合は、この要綱の施行日から平成29年3月31日までの間に限り、補助金交付の対象とみなす。

別表1（第2条関係）

交付対象機器	設備設置等の基準	補助金額
住宅用太陽光発電設備	<p>(1) 太陽光発電モジュールの公称最大出力またはパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満であること</p> <p>(2) 増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること</p> <p>(3) 未使用品であること</p>	<p>補助金額は、10万円に補助対象システムの最大出力（単位はkWで表示するものとし、小数点位下2桁未満の値があるときは、2桁未満を四捨五入して得た値であって、出力が5kWを超えるシステムについては5kWとする。）を乗じて得た額とし、限度額は50万円とする</p>
蓄電池設備	<p>(1) 一般社団法人環境共創イニシアチブ(Sii)の補助対象機器として登録された家庭用蓄電池又はこれと同等と認められるもの *同等品を導入する場合はメーカーの証明を添付。</p> <p>(2) 住宅用発電システムと系統連系したシステムであること</p> <p>(3) 未使用品であること</p>	<p>設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と50万円を比較して、いずれか少ない額</p>
電気自動車	<p>(1) 電気自動車等(EV、PHV)で、災害発生等による停電時に電力を供給できるもの</p> <p>(2) 使用の本拠地が村内であること</p> <p>(3) 新規登録であること</p> <p>(4) 新規登録後5年間は、登録の異動をしないこと</p> <p>(5) リースまたはレンタルで使用する車両ではないこと</p>	<p>車両本体価格に10分の1を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額</p>
電気自動車等充電設備	<p>住宅への電気自動車等(EV、PHV)の充電設備を設置するもの(本体分)</p> <p>電気自動車等(EV、PHV)とあわせて申請可</p>	<p>設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に4分の1を乗じて得た額と15万円を比較して、いずれか少ない額</p>
太陽熱利用設備	<p>次の①又は②のいずれかに該当する設備（未使用品であること）</p> <p>① 住宅の屋根等に設置し、太陽熱エネルギーを集めて給湯に利用する太陽熱温水器</p> <p>② 住宅の屋根等に設置し、不凍液等を強制循環する太陽集熱器と蓄熱層から構成され、給湯や冷暖房に使用するソーラーシステム</p>	<p>設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と50万円を比較して、いずれか少ない額</p>
風力・小水力発電設備	<p>風力又は水力で発電を行う設備で発電した電力を何らかの形で利用し</p>	<p>設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を</p>

	ているもの（未使用品であること）	乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額
バイオマス燃料ストーブ設備	木質ペレット又は薪を燃料として住宅内部の暖房用として設置するもの（未使用品で1台5万円を超えるものであること）	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に2分の1を乗じて得た額と30万円を比較して、いずれか少ない額
地中熱利用設備	住宅に地中熱を利用した冷（暖）房等システムを設置するもの（未使用品であること）	設備本体及び当該設備の設置に要する経費の総額に4分の1を乗じて得た額と50万円を比較して、いずれか少ない額

備考

- 1) この要綱による補助金の交付を2回以上受けている者に対しては、再び補助金を交付しないものとする。
- 2) 電気自動車及び電気自動車等充電設備については、それぞれの補助金交付を併せて1回と数えるものとし、同時又は別々に申請できるものとする。

別表 2

対象設備等名称	添付書類
全対象設備共通	(1) 交付対象機器を設置した住宅の位置図 (2) 交付対象機器を設置した場所の工事着手前及び竣工後の写真 *電気自動車購入の場合はナンバーを含めた全景写真 (3) 交付対象機器の設置に要する費用の内訳が確認できる見積書又は契約書の写し (4) 納税証明書 (5) 建物の登記事項証明書または固定資産税納付の内訳が分かる書類 (6) 再生可能エネルギー設備等設置承諾書（対象設備を設置した住宅等が自己の所有に属さない場合に限る。）（様式第5号） (7) 委任状（施工業者等が申請手続を代行する場合） (8) 補助金の振込先口座の通帳写し (9) その他村長が必要と認める書類
住宅用太陽光発電設備	(1) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し (2) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し
蓄電池設備	(1) 電力会社との電力受給契約を証する書類の写し (2) 設置状況を示す図面及び位置図 (3) 対象設備の仕様を示す書類 (4) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し (5) 対象設備が Sii 登録補助対象機器の家庭用蓄電池又はこれと同等と認められることを示す書類
電気自動車	(1) 車検証の写し
電気自動車等充電設備	(1) 設置状況を示す図面及び位置図 (2) 対象設備の仕様を示す書類 (3) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し
太陽熱利用設備	(1) 設置状況を示す図面及び位置図 (2) 対象設備の仕様を示す書類 (3) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し
風力・小水力発電設備	(1) 設置状況を示す図面及び位置図 (2) 対象設備の仕様を示す書類 (3) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し
バイオマス燃料ストーブ設備	(1) 設置状況を示す図面及び位置図 (2) 対象設備の仕様を示す書類 (3) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し
地中熱利用設備	(1) 設置状況を示す図面及び位置図 (2) 対象設備の仕様を示す書類 (3) 設置工事完了日を証する書類（保証書等）の写し